平成２１年（フ）第１４６号
宮崎県日向市大字財光寺1799番地３
債務者　長堀美智子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６０号
宮崎県東臼杵郡門川町南町４丁目160番地
債務者　中村　光宏
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６３号
秋田県由利本荘市八幡下75番地３　正賀荘205号
債務者　工藤　光毅
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１３５号
千葉県柏市高柳1930番地33
債務者　高見三佐子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３６２号
千葉県松戸市殿平賀34番地
債務者　海老原裕一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２８号
千葉県松戸市常盤平１丁目26番地の３ニューコーポ高橋403号
債務者　西浦真美子（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２９号
千葉県野田市西三ヶ尾424番地の23
債務者　林　美津子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７２号
仙台市宮城野区仙石10番１―204号、申立時の住所仙台市若林区大和町４丁目９番５―307号
債務者　北上　雄二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
仙台市太白区富沢南２丁目23番地の５　ナイスアーバン富沢412
債務者　須藤　丈晴
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
宮城県塩竈市みのが丘９番10号
債務者　阿部ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
仙台市宮城野区仙石12番１―215号
債務者　北谷　嘉伸
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９６号
宮城県宮城郡松島町初原字志戸内７番地の４
債務者　那須とき子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
仙台市太白区長町２丁目13番44号　西浦アパート201
債務者　阿部　礼子（旧姓只野）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
仙台市泉区将監５丁目２番41―14号
債務者　堀江　博行
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
仙台市太白区緑ヶ丘２丁目７番６号
債務者　伊藤　芳松
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
宮城県遠田郡涌谷町新中島乙57―１　丹野正三方、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦93番地４
債務者　高橋　栄助
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
福島県相馬市黒木字榎下48番地の19
債務者　上田　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所相馬支部